

公益財団法人動物臨床医学研究所（動物臨床医学会）
認定愛玩動物看護師制度 細則

1. 公益財団法人動物臨床医学研究所（動物臨床医学会、以下「本学会」）認定愛玩動物看護師制度規定に基づき以下の細則を定める。
2. 認定愛玩動物看護師（以下「認定動物看護師」）試験を受験する者は、受験資格として、以下の基本資格および認定講習受講の条件を満たす必要がある。
 - (1) 基本資格
 - i) 愛玩動物看護師の免許を有する者
 - ii) 愛玩動物看護師として、動物病院またはこれに類する施設での勤務期間が満5年を経過している者
 - iii) 過去3年以上連続して本学会の会員であり、会費を完納している者
 - iv) 過去3年以内に2回以上本学会へ参加している者
 - (2) 認定講習受講
 - i) 認定委員会が定めた認定講習（以下「認定講習」）30講座、すべての受講が必須である。
 - ii) 受講証明：当学会が発行する認定愛玩動物看護師受講証（以下「受講手帳」）への捺印等をもって受講証明とする。受講手帳は、認定講習開始前に各受付に提出し、終了後各自で手帳を引き取る。なお、WEB受講の場合には当学会事務局にすみやかに報告する。
 - iii) 認定講習の受講は、申請時より過去5年間に取得したものを有効とする。
 - iv) 申請者本人が、産休、育休を取得した場合、所属先の長の証明がある場合に限り、前項の規定である5年以内の受講歴に関して、その期間（最長1年間）の猶予を認める。

受講すべき認定講習（22分野30講座）

1. 循環器 1	9. 血液・免疫 1	17. 歯科	25. エキゾチックペット
2. 循環器 2	10. 血液・免疫 2	18. 眼科	26. 画像診断
3. 運動器 1	11. 救急医療 1	19. 神経	27. 麻酔
4. 運動器 2	12. 救急医療 2	20. 呼吸器	28. 外科
5. 皮膚 1	13. 栄養学 1	21. 腎泌尿器	29. 耳科
6. 皮膚 2	14. 栄養学 2	22. 内分泌	30. 生殖器・繁殖
7. 消化器 1	15. 感染症 1	23. 腫瘍	
8. 消化器 2	16. 感染症 2	24. 行動学	

3. 受験資格審査と認定動物看護師試験

- (1) 基本資格および認定講習受講の条件を満たした者は、本学会が定めた認定動物看護師受験資格審査申請書に必要事項を記入し、受講手帳、愛玩動物看護師免許証の写しを添えて本学会に提出するとともに認定動物看護師受験資格審査料（受験料含む）を納入する。
- (2) 前項の受験資格審査に関する書類等の提出は、8月31日（必着）を締切とする。
- (3) 受験資格審査に合格した者は、認定動物看護師試験を受験することができる。

4. 認定動物看護師試験と受験方法

認定動物看護師試験は年1回実施する。認定動物看護師試験の日時、場所及び受験方法については、当学会ホームページや本学会誌「動物臨床医学」等で通知する。

5. 認定動物看護師試験の結果発表

認定動物看護師試験の合否結果は、受験年の翌年1月に当学会ホームページならびに文書等で通知する。

6. 認定動物看護師の登録

- (1) 認定動物看護師試験に合格した者は、認定愛玩動物看護師の申請をすることができる。
- (2) 認定動物看護師登録を申請する者は、認定動物看護師登録料を納入する。

7. 認定動物看護師の特典

- (1) 認定証
- (2) 認定動物看護師を当学会ホームページ上に公開する。
- (3) 認定動物看護師は本学会誌「動物臨床医学」及びニュースレター「ミューズ」等で紹介する。

8. 認定動物看護師の更新

- (1) 認定動物看護師資格の更新をする者は、認定動物看護師更新資格審査手続きとして、本学会が定めた更新資格審査申請書に必要事項を記入し、本学会に提出すると共に認定動物看護師更新料を納入する。
- (2) 認定動物看護師更新手続きは、認定動物看護師資格有効期限を迎える 1 年前より可能であり、12 月 1 日（必着）を締め切りとする。
- (3) 認定動物看護師更新には、動物臨床医学会に過去 5 年以内に 3 回以上参加していることが必須である。
救済措置として参加回数が 3 回に満たない場合は、更新資格を残したまま 5 年以内に 3 回の参加を満たした際に更新を認める。ただし、認定更新されるまでは認定動物看護師の名称を使用することが出来ない資格停止期間とする。

9. 認定動物看護師試験受験資格審査料、認定動物看護師登録料、認定動物看護師更新料

- (1) 認定動物看護師試験受験資格審査料（受験料含む）は 7,000 円とする。
- (2) 認定動物看護師登録料（認定証を含む）は 10,000 円とする。
- (3) 認定動物看護師更新料（認定料、認定証含む）は 5,000 円とする。

10. この細則は、公益財団法人動物臨床医学研究所理事会の承認にて変更することができる。

附則 この細則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。